

父子家庭に対する支援の充実を求める意見書

第177回国会において東日本大震災復興基本法が成立しました。同法では、「被災地域の住民の意向が尊重され、あわせて女性、子ども、障がい者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべきこと」としてありますが、経済的弱者である死別のひとり親家庭への支援が思うように進んでいません。

母子及び寡婦福祉法や児童扶養手当法などの法制度も整備されていますが、その対象は母子家庭であり、父子家庭への支援は限られています。特に遺族基礎年金に関しては、父と子が別居しなくては子に対して支給されず、父に対しては受給資格すらありません。

東日本大震災により配偶者が被災し、父子家庭となられた方々は、別離とは異なり、愛する妻を突然失い、生業や住居を失い、更には家や車の債務を負うという状態にあります。こうした中、仕事を求めて故郷を離れる方々も見受けられ、父子家庭の孤立化も懸念されます。

よって、国におかれましては、死別のひとり親家庭への平等な支援のため、下記事項の実現に努められるよう強く求めます。

記

- 1 遺族基礎年金の父子家庭への拡充策として、死別の父子家庭の父においても支給対象とするとともに、父と子が共に暮らしていても子に遺族基礎年金が支給されるよう改正すること
- 2 東日本大震災における被災された父子家庭支援として、早急に、母子寡婦福祉資金貸付金、高等技能訓練促進費事業及び特定就職困難者雇用開発助成金の対象を父子世帯にも拡大すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年3月22日

岩手県陸前高田市議会